

6 地方創生の連携に関する協定「いわぎん空き家活用・解体ローン」 提携を拡充します

花巻市と岩手銀行は、平成28年1月15日付けで「地方創生の連携に関する協定」及び「いわぎん空き家活用・解体ローン」の提携に関する覚書を締結し、花巻市空き家バンクと連携した取り組みを進めておりましたが、このたび連携協議を経て、平成29年4月1日より空き家活用・解体ローンの機能拡充を図ることを決定いたしました。

これまで「空き家活用・解体ローン」は空き家バンクに建物登録をした空き家の所有者のみが対象で、店頭表示金利から0.5%を引き下げて貸出すという内容でしたが、新たに空き家バンクを通じて賃借した空き家の利用者も対象とし、融資額についても限度額500万円から1,000万円まで拡充いたしました。

この機能拡充により、花巻市空き家バンクを利用し、市内へ移住または定住を希望する方が、賃借した空き家の改築・改装についても利用できる内容となります。また、花巻市空き家バンクに母屋だけを登録、その他の建物を除却したい場合や、空き家バンクにより複数の建物を取得し、その中の一部のみを活用し、その他の建物を除却したい場合などの空き家の解体にも幅広く利用できることから、今後は市の移住定住施策や空き家対策とより連携させ、空き家バンクの利用促進を進めてまいります。

1 機能拡充内容

- ① 貸出対象者 空き家の所有者、空き家の利用者（追加）
- ② 融資金額 10万円以上1,000万円以内（従前は500万円以内）

※詳細は、別添 岩手銀行「いわぎん空き家活用・解体ローン」チラシをご覧ください

<担当 総合政策部 秘書政策課 24-2111 内線213>